

付属機関等の設置及び運営に関する要綱

(平成 16 年 6 月 1 日 区長決定)

(平成 23 年 10 月 1 日 一部改正)

(平成 28 年 5 月 18 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公正で透明性のある民主的な区政を推進するため、付属機関等の設置及び運営について、準拠すべき基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「付属機関等」とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する付属機関(以下「法に定める付属機関」という。)並びに検討会、委員会、懇談会その他名称の如何を問わず区民及び学識経験者等が参加して審議、検討又は調査等を行うことを目的として、区が要綱等で設置した機関をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 区職員及び区立学校教職員のみを構成員とする機関
- (2) 付属機関等の内部に設置される分科会又は部会等の組織

(付属機関等の設置及び運営)

第 3 条 付属機関等の設置及び運営にあたっては、区政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 付属機関等の設置は、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整又は区民からの意見聴取が特に必要な場合で、他に代替手段がなく、真に必要な場合に限ること。
- (2) 付属機関等を設置するときは、類似又は関連する既存の付属機関等の有効活用を検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 類似の付属機関等の設置を防ぐとともに広い視野から議論できるよう、付属機関等の所掌事務はできる限り広範囲なものとし、運営にあたっては必要に応じて分科会又は部会等を設置し、弾力的かつ機能的な運営を図ること。
- (4) 委員間の活発な議論が行われるよう、付属機関等の委員定数は 15 名以内とする。ただし、法律等に定めのある場合又は付属機関等の設置目的に合致しない場合を除く。

- (5) 附属機関等の設置目的が臨時的なものについては、設置期限を明示すること。
- (6) 要綱等で設置される機関の名称には、法に定める附属機関と紛らわしい表現をできる限り用いないこと。

(附属機関等の委員)

第4条 附属機関等の委員を委嘱するときは、区民の多様な意見を反映し、区政の透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 広く各界各層の中から、幅広い年齢層の適切な人材に委員を委嘱すること。
- (2) 各種団体に委員の推薦を依頼するときは、団体の長に限らず、適任者を推薦するよう要請すること。
- (3) 女性委員を積極的に登用することとし、その割合は板橋区男女平等参画基本条例に基づく行動計画に定める目標とする。
- (4) 高度に専門的な審議及び利害関係者等の処分に関する附属機関等を除き、原則として公募委員を置くものとする。

(委員の委嘱基準)

第5条 附属機関等の委員を委嘱するときは、広く人材を確保し、附属機関等の活性化を図るため、次の各号に掲げる委嘱基準を遵守すること。ただし、区職員及び区議会議員並びに国又は都の職員に委員を委嘱するときを除く。

- (1) 同一の者を同一の時期に委員として委嘱できる附属機関等は、3機関までとする。
 - (2) 同一の附属機関等の委員としての委嘱期間が10年を超えていないこと。ただし、公募委員を委嘱できる期間は、附属機関等の任期1期限りとする。
- 2 前項各号の規定は、次の場合に適用しないことができる。この場合、適用しなかった理由を明示しなければならない。
- (1) 附属機関等の設置目的に合致しない場合。
 - (2) 専門的知識又は経験を有する委員の確保が困難な場合等、特別な事情があるとき。
 - (3) その他区長が特に必要と認めるとき。

(附属機関等の見直し)

第6条 附属機関等のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、法律等に定めのあるものを除き、廃止又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの

- (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (4) 活動が著しく不活発で、概ね2年以上審議が行われていないもの
- (5) 設置目的や所掌事務が他の附属機関等と類似しているもの
- (6) 区政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から廃止又は統合が望ましいもの

(会議等の公開)

第7条 附属機関等の会議及び会議録等は、附属機関等の会議の公開に関する基準(平成15年3月24日区長決定)に定めるところにより原則として公開する。

(全庁的調整)

第8条 総務部長は、附属機関等の設置状況及び委員名簿等を一元的かつ適正に管理しなければならない。

2 附属機関等を主管する部長(以下「主管部長」という。)は、総務部長の求めに応じ、附属機関等の設置状況及び委員名簿等を総務部長に報告又は提出しなければならない。

3 附属機関等を設置、廃止又は統合しようとするときは、主管部長はあらかじめ総務部長と協議しなければならない。

4 附属機関等の委員を委嘱しようとするときは、主管部長は総務部長に合議しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付則

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

2 附属機関等の委員の委嘱基準に関する要綱(平成13年4月25日区長決定)は、廃止する。

付則

この要綱は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。